

※本翻訳はロシア NIS 貿易会監修による仮訳である。
本法原文はキルギス共和国司法省法的情報集約データバンク
(<http://cbd.minjust.gov.kg/>)よりダウンロードした露文資料に基づく。

2003年3月27日付第66号

キルギス共和国法
「キルギス共和国における投資について」

(改正：キルギス共和国法 2004年6月14日付第76号、2006年7月31日付第144号、2008年6月23日付第127号、2008年10月17日付第231号、2009年4月30日付第141号、2009年7月16日付第222号、2009年10月22日付第284号、2015年2月6日付第31号、2015年2月13日付第32号、2016年12月16日付第207号、2018年4月13日付第39号、2018年8月6日付第88号)

本法は、公正かつ平等な法体制を投資家に提供し、また、キルギス共和国経済への投資家による投資の保護を保証することにより、共和国における投資環境を改善し、また、国内外からの投資誘致を促進することを目指した、国家投資政策の基本原則を定めるものである。

第1章 総則

第1条 本法で使用される主な用語

1. 投資とは、投資家により直接的または間接的に所有または管理される、あらゆる形態による有形および無形の資産を、収益および（または）それ以外の利益を次の形で得る目的で、経済活動の対象に投入することをいう。

- ・ 現金。
- ・ 動産および不動産。
- ・ 財産権（抵当権、所有権、担保など）。
- ・ 法人の株式および他の参加形態。
- ・ 債権および他の債務証券。
- ・ 非財産権（営業権、著作権、特許権、商標、工業意匠権、製法、商号、ノウハウなどの知的財産権を含む）。
- ・ ライセンスまたはキルギス共和国の国家機関が提供する他の形態に基づいた、事業の実施に対する任意の権利。
- ・ キルギス共和国における天然資源の探査、開発、採掘または利用に対する権利を含む、キルギス共和国の法令に基づいた利権。

- ・ 投資から得られた、および、キルギス共和国内で再投資された、利益または収益。
- ・ キルギス共和国の法令で禁じられていない、その他の投資形態。

財産が投資される形態、または、この形態の変更は、投資そのものの性格に影響を与えるものではない。

(改正：キルギス共和国法 2008 年 6 月 23 日付第 127 号)

2. 直接投資とは、次をいう：

- ・ キルギス共和国内に設立された、または、新たに設立される、株式会社における株主議決権または株式の 3 分の 1 以上を、投資家が所有ないし取得すること。
- ・ 他の形態の経営主体における同様な参加、および、投資家および被投資会社の間で持たれる、その後の全ての取引。
- ・ キルギス共和国内に設立される法人の支店ないし代表部の固定資本に対する資金の投入。

3. 投資家とは、直接投資の形で、自己資金、借入資金、外部資金の投入をおこなう、投資活動の主体をいう。

国内投資家とは、キルギス共和国の法人および自然人、また、キルギス共和国の居住者のステータスを有する、および、キルギス共和国内で投資活動をおこなっている、外国人および無国籍者をいう。

外国人投資家とは、キルギス共和国経済への投資をおこなう、国内投資家ではない任意の自然人および法人をいう。これには次が含まれる。

- 1) キルギス共和国外に居住する外国人または無国籍者である自然人。
- 2) 外国の法令に基づき設立および登記された法人、または、キルギス共和国の法令に基づき外国資本が参加して設立された、次の各法人。
 - イ) 外国の単独または複数の自然人ないし法人に完全に属する法人。
 - ロ) 契約書、株式の過半数を売却する権利、執行機関または監督機関のメンバーの過半数を任命する権利を用いて、外国の単独または複数の自然人ないし法人に管理および運営される法人。
 - ハ) 法人の株主議決権または株式の 3 分の 1 以上が、国外に居住する外国人ないし無国籍者、または、本条で述べられている法人の所有となっている法人。
- 3) キルギス共和国の国際協定に基づき設立された法人。
- 4) 法人でない外国組織。
- 5) 国際組織。

4. 投資活動とは、投資家はその投資に関して具体的な活動をおこなうことをいう。

4-1. 投資協定とは、投資家とキルギス共和国政府、法人及び自然人との間で締結され、

投資プロジェクト実施手続きを定める契約をいう。

4-2. 投資プロジェクトとは、一定の期間内に、所与の結果に到達するまで、投資協定に基づいて投資を実際におこなうことを見込んだ方策と文書の総体をいう。

5. 再投資とは、キルギス共和国での投資により得られた投資家の収益または利益による、キルギス共和国内における企業活動の対象に対する投資をいう。

6. 投資紛争とは、投資家と、キルギス共和国の公職者、国家機関、投資活動のその他の関係者との間で、投資の実施に際して発生する紛争をいう。

7. 委任を受けた国家機関とは、キルギス共和国における投資の促進および投資活動の規制を実施するよう、キルギス共和国政府から委任された国家行政機関をいう。委任を受けた国家機関に関する規定は、キルギス共和国政府の承認を受ける。

8. 被投資会社とは、キルギス共和国内で設立され、その事業に投資家が投資をおこなう会社をいう。

9. 安定化制度とは、納税及び税外負担の諸問題を規制するキルギス共和国の法規範的文書に改正または追加が加えられた場合の、投資家および／または被投資会社にとっての望ましい法体制をいう。

(改正:キルギス共和国法 2008 年 6 月 23 日付第 127 号、2015 年 2 月 6 日付第 31 号、2015 年 2 月 13 日付第 32 号)

第 2 条 投資および安定化制度についてのキルギス共和国の法令

1. 投資制度を規制する法令は、キルギス共和国憲法、本法およびキルギス共和国のその他の法規範的文書で構成される。

2. 本法、キルギス共和国の税に関する法令および税外負担に関する法令に改正または追加が加えられたとき、本条が定める条件にかなう投資家、また、被投資会社は、キルギス共和国の法令が定める手続きに従い、安定化協定に署名した日から 10 年間、税および（国家機関が提供するサービスの料金を除く）税外負担の納付に当たって、自らにとって最も望ましい条件を選択する権利を有する。但し、上述の税については付加価値税は含まれるが、その他の間接税は除かれる。納税および税外負担をめぐる権利関係に安定化制度を適用するときの手続きおよび条件は、キルギス共和国の法令がこれを定める。

安定化制度は、安定化協定に署名した投資家および／または被投資会社が、安定化協定署名後に発効したキルギス共和国の法令が定める望ましい条件を利用する権利を制限す

るための事由とはなり得ない。

3. 安定化制度に対する権利は次の者が有する。

イ) 安定化協定署名日から3年間、安定化協定署名日時点のキルギス共和国国立銀行のレートに基づいて決められる、300(参百)万米ドル以上に相当する金額を、ソムで、流通株式の量を増やすことによる、授権資本を増額することによる、被投資会社の授権資本への投資を含め、被投資会社の資本に、また、被投資会社それ自体に投資をおこなう投資家、または、

ロ) 有用鉱物の調査、探査、探鉱、開発に関わる事業をおこない、安定化協定署名日から5年間、安定化協定署名日時点のキルギス共和国国立銀行のレートに基づいて決められる、2,000(弐千)万米ドル以上に相当する金額を、ソムで、流通株式の量を増やすことによる、授権資本を増額することによる、被投資会社の授権資本への投資を含め、被投資会社の資本に、また、被投資会社それ自体に、投資する投資家。

4. 投資家による被投資会社への投資義務の不履行は、安定化協定を解消し、並びに投資家と被投資会社が安定化制度を利用したことによって納付されなかった税および税外負担を投資家および被投資会社から徴収する事由となる。

5. 投資家および／または被投資会社の株主または参加者の構成の変更は、安定化制度利用権の消滅および本法が定める安定化制度利用期限の満了を招来するものではない。

(改正：キルギス共和国法 2015 年 2 月 13 日付第 32 号)

第 3 条 本法の適用範囲

1. キルギス共和国における直接投資に関する事柄は、本法、また、本法に従い採択されたキルギス共和国のその他の規範的文書により、規制されるものとする。

2. 信用機関および保険機関に対する投資は、キルギス共和国の個別の規範的文書により規制されるものとする。

第 2 章 投資家に対する法的保証

第 4 条 投資および投資家の保護保証

1. キルギス共和国は、キルギス共和国内で投資をおこなう外国投資家に対して、キルギス共和国の法人および自然人に適用される経済活動に係る内国民待遇を、提供する。

2. 投資活動に関係してキルギス共和国に所在する、外国投資家、その代表者および外国人従業員は、キルギス共和国の然るべき法令により滞在の条件および手続きが定められる

地域を除き、キルギス共和国内を自由に移動する権利を有する。

3. キルギス共和国は、委任を受けた国家機関を通じて、地元および外国の投資家に対して、国籍、民族、言語、性別、人種、宗教、その経済活動がおこなわれる場所、また投資家または投資の発生国に関係なく、等しく投資の権利を提供する。但し、キルギス共和国の法令に定められた場合を除く。

4. キルギス共和国は、委任を受けた国家機関、公職者、地方自治体機関を通じて、投資家の経済活動、権利、および、法的に認められる利益に対して、介入することをしない。但し、キルギス共和国の法令に定められた場合を除く。

5. 本条の規定を遵守しないキルギス共和国の公職者は、キルギス共和国の法令に基づき責任を負う。

6. キルギス共和国の法律により保証されていながら、侵害された、投資家の権利および利益の回復は、キルギス共和国の法令および国際条約により調整される。

7. 優先的経済分野および公共部門で、また共和国の特定地域で、投資をおこなう投資家に対しては、キルギス共和国の法令に基づき、国家発展プログラム（プロジェクト）に従った投資上の優遇措置を適用することができる。

8. 投資は、キルギス共和国の法令で禁止されていない、任意の形態、対象、業種において、実施することができる。これには、キルギス共和国法「許認可について」に基づいてライセンスの交付を受ける業種も含まれる。

(改正：キルギス共和国法 2004 年 6 月 14 日付第 76 号)

第 5 条 投資、財産、情報の、キルギス共和国外への持ち出し、または、引き揚げに対する保証

1. 投資家は、次が含まれる、但しこれに制限されるものではない、キルギス共和国内での投資から得られた利益と同様に、本法第 6 条に定められた賠償を、交換可能通貨で自由に持ち出す、または、引き揚げる権利を有する。

イ) 配当金、利子、その他の収入形態の形で得られた、投資利益。

ロ) キルギス共和国における投資活動の部分的ないし完全な停止後、または、投資、所有物、財産権が譲渡された後に、キルギス共和国ないし他の債権者に対する投資家の債務履行による損失なしに、投資家により得られた資金。

2. 投資として、書類ないし電子媒体記録の形で、財産および情報をキルギス共和国内に最初から持ち込んだ投資家は、この財産および情報を（割当量の設定、許認可、対外貿易活動の非関税規制に係るその他の措置の適用なしに）キルギス共和国外に持ち出す権利を有する。

第 6 条 投資の接収からの保護保証および投資家に対する損害賠償

1. 投資は接収（国有化、徴発、ないし、その他の同等の措置。これには、投資家の資産の強制収用または投資成果を利用する可能性の剥奪となる、キルギス共和国の委任を受けた国家機関による行為または不行為が含まれる。）の対象とならない。但し、こうした接収が、所定の法的手続きを遵守した非差別に基づき、公益のために実施され、適時、適切、実際に損害賠償（逸失利益を含む）の支払いが伴うときの、キルギス共和国の法令に定められた場合を除く。

2. 賠償は、接収に関する決定がなされた日の、接収された投資または投資部分（逸失利益を含む）の客観的な市場価格に相応するものでなくてはならない。客観的な市場価格は、先の接収に関する情報に左右された何某かの価格変更を反映するものであってはならない。

3. 賠償は、実際に実現可能なもので、双方により合意された期日内に実施されなければならない。賠償には、補償金が計上される期間に応じた、ロンドン銀行間取引金利（LIBOR）に基づいた米ドルによる金利が含まれる。期日を 1 年以上超過した場合には、12 カ月物 LIBOR 利率が適用される。

4. 所定の法的手続きは、接収の影響に対する不平があるとき、迅速な処理を求める投資家の権利を定める。これには、本法第 18 条に基づいた投資家に対する損害賠償手続きに違反しない、本条の規定、司法機関、または、キルギス共和国のその他の権限ある国家機関に従った、賠償の支払い、および、投資の評価が含まれる。

5. 戦争、ないし、その他の軍事紛争、革命、非常事態、国内衝突、または、その他の同様な状況の結果、キルギス共和国における投資が損害を被った投資家に対しては、キルギス共和国の法人および自然人に対して適用されるより恵まれた条件および法的地位が提供される。

第 7 条 収益の使用に対する保証

1. 投資家は、自由に、また、自らの判断により、自身の投資および投資から得られた収益および利益を、キルギス共和国の法令に禁止されていない任意の目的で、所有、使用、処理する権利を有する。

2. 収益および他の資金を保管および使用するために、投資家は、キルギス共和国の法令に従い、キルギス共和国内に国内通貨口座および外国通貨口座を開設する権利を有する。

第 8 条 現金の移動の自由

1. 投資家は、キルギス共和国法「キルギス共和国国立銀行、諸銀行および銀行事業について」およびキルギス共和国の為替管理に関するその他の規範的文書に従い、為替取引を実施するものとする。

2. 投資家は、キルギス共和国における投資に該当する全ての支払いに関して、キルギス共和国の現地通貨を他の任意の通貨に自由に交換する権利を有する。

3. 投資に関係した、キルギス共和国への、および、キルギス共和国からの、外国通貨による全ての送金は、キルギス共和国の法令が定める手続きに従い、自由かつ妨げられることなく行われる。

4. キルギス共和国内外への外国通貨による送金を制限する規範が、キルギス共和国の法令に追加されたとき、この規範は外国人投資家に対しては適用されない。こうした制限が外国人投資家に対して適用されうるのは、テロへの資金供与および不正資金の合法化（マネーロンダリング）の取り締まりを目的とした法律に基づいた場合に限られる。

(改正：キルギス共和国法 2009 年 4 月 30 日付第 141 号、2016 年 12 月 16 日付第 207 号、2018 年 8 月 6 日付第 88 号)

第 9 条 公開情報への自由な閲覧

1. 投資家の利益に何らかの形で関係する、キルギス共和国の全ての規範的文書および司法的判断は、投資家にとって閲覧可能でなければならず、また、キルギス共和国の法令に直接の定めがある場合には、公開されなければならない。

2. キルギス共和国の国家機関および公職者は、キルギス共和国の法令が定める手続きに従い、投資家の求めに応じて、彼らが必要とする閲覧が認められた情報を提供する。

第 10 条 投資家の経済的独立および投資家の権利の認定

1. 投資家は、キルギス共和国の法令に別段の定めがある場合を除き、設立される法人の規模、公正、構造の選択において自由である。

2. 投資家は、キルギス共和国の法令に従い、投資活動をするうえで欠かせない経済活動

を、外国を含む法人および自然人と実施する権利を有する。

3. 投資家は、キルギス共和国の法令を遵守して、子会社、また支店および代表部を、キルギス共和国内に設立することができる。支店および代表部は、本社の承認を受けた規定に基づき活動し、設立会社を代表して自らの活動をおこなう。支店および代表部の活動に対する責任は、本社が負う。

4. 投資家は、キルギス共和国の法令に従い、契約により自らの権利および義務を他に移す（債権譲渡および債務移転）権利を有する。

5. 投資家は、キルギス共和国の法令に従い、自発的に、キルギス共和国内に協会およびその他の連合を設立することができる。

6. 投資家は、信用、株式発行、負債の形で、資金をキルギス共和国に誘致する権利を有する。投資家の債務保証として、その財産および様々な種類の財産権および非財産権を使用することができる。

7. 投資家は、キルギス共和国の法令が定める手続きおよび条件に従い、国家および地方自治体の財産または財産の一部に対する所有権を、民有化される企業の授権資本から株式（持分、出資金）を取得することによって、国家および地方自治体が所有する施設の民有化に参加することができる。

8. 投資家は、キルギス共和国の法令に従い、国債、キルギス共和国に登録された法人の株式およびその他の有価証券を取得する権利を有する。

9. キルギス共和国およびその公職者は、投資家の全ての知的所有権および財産権、また対外投資に対する権利を認定する。

10. 建設物および建造物に対する所有権が移転される際には、キルギス共和国の法令が定める条件および手続きに従い、これら施設と共に土地の使用権も移転される。

11. 投資家は、キルギス共和国の法令に定められた手続きに従い、借地権を得ることができる。

(改正：キルギス共和国法 2009 年 10 月 22 日付第 284 号)

第 11-1 条 キルギス共和国政府が締結する投資協定

1. キルギス共和国政府は、もし投資家が投資プロジェクトの実施を主導している場合、優先的経済分野及び公共部門における国家発展プログラムに従って投資プロジェクトを実施するために投資協定を締結する権利がある。投資協定は、キルギス共和国政府と投資家の間の直接の交渉によって、締結することができる。但し、投資プロジェクト向けに投資家を実施する投資の金額が 5,000 万米ドル以上であり、投資家が一般に認められた業務上の国際的名声を博し、類似の事業部門でとどこおりなくプロジェクトを実施する卓越した知識と経験を有していることを条件とする。

2. キルギス共和国政府と投資家の間で締結される投資協定は、キルギス共和国の法令に定められていない優遇措置および特典を定めることができない。

3. 本条の各条項は、キルギス共和国の条約が締結された場合、適用されない。

(改正：キルギス共和国法 2015 年 2 月 6 日付第 31 号)

第 12 条 特別経済区での投資

特別経済区における投資の実施に対しては、特別経済区に関するキルギス共和国の法令の規範が適用される。

第 3 章 投資家および投資に対する国家支援

第 13 条 投資家および投資に対する国家支援の目的

1. 投資家および投資に対する国家支援および保護の目的は、快適な投資環境の整備および共和国経済への直接投資の誘致にある。

2. 投資家に対する国家支援および保護、また投資促進は、委任を受けた国家機関が実施する。

第 14 条 投資家に対する国家支援および保護、また投資促進を実施する、委任を受けた国家機関

1. キルギス共和国における投資家に対する国家支援および保護、また投資促進のために、委任を受けた国家機関は、キルギス共和国政府の承認を受けた規定に従い、次の職務を遂行する。

- ・ 国家機関と投資家との間の連絡を確保する。
- ・ キルギス共和国における投資機会および条件に関する情報を準備し、これを広く知らせる。
- ・ 具体的な活動に対する法的、経済的、およびその他の問題について、潜在的投資家

に助言を与える。

- ・ 認められた活動実施手順に関する必要な情報を投資家に提供し、然るべき支援を与える。
- ・ 既存および潜在的な投資家の問題を解決するため、積極的に協力する。これには、国家機関およびその他の機関による違法行為または妨害行為に直面した場合の、支援および保護も含まれる。
- ・ キルギス共和国における投資環境の改善について、キルギス共和国の国家機関に対する提言を立案する。
- ・ 投資に関する助言または国際交渉に参加する権利といった自らの権限内においても、キルギス共和国の委任代表として活動する。
- ・ 国際協定により求められるキルギス共和国の義務の履行に係る施策を講じ、国際協力における活動をおこない、外国の経験の調査および使用を組織する。
- ・ 投資分野における既存または計画中の政策について、国家機関および公職者への助言をおこなう。
- ・ 関係省庁と共同で、投資プロジェクトおよびプログラムの入札を組織および実施する。
- ・ キルギス共和国における投資促進、投資家に対する支援および保護に向けられた、その他の職務を遂行する。

2. 投資促進を推し進める委任を受けた国家機関が提供する、投資家の利益の発展および保護に関する用役について、投資家はこれを利用する権利を等しく有するが、義務を負うものではない。

第 4 章 投資家を対象とした労働法規の指示

第 15 条 投資家とキルギス共和国の国民との間における労使関係

投資家と、キルギス共和国の国民である従業員との間の関係は、キルギス共和国労働法規により規定される。

第 16 条 キルギス共和国の国民ではない従業員の誘致

1. 投資家は、キルギス共和国の法令に従い、キルギス共和国の国民でない従業員を自由に雇う権利を有する。キルギス共和国の国民でない従業員は、会社の幹部に雇用されることができる。

2. 投資家により従業員に支払われる賃金、報奨、その他の形態による補償、また従業員のその他の収入は、キルギス共和国の法令が定める手続きに従い、妨げられることなくキル

ギス共和国外に送金される。

3. 委任を受けた国家機関は、キルギス共和国における投資活動の枠内で外国人が労働に従事する間、この外国人の出入国および滞在に対して支援を与える。

第 17 条 社会保険および社会保障

1. 投資家は、キルギス共和国の国民、無国籍者である従業員に対し、国家社会保険に係る全ての種類の保険掛金について、キルギス共和国の法令が定める控除をおこなうものとする。

2. 外国人投資家は、キルギス共和国の国際協定に別段の定めがない場合、外国人従業員に対する社会保険および社会保障の支払いとして、外国の然るべき基金に送金する権利を有する。

第 5 章 最終規定

第 18 条 投資紛争の解決

1. 投資紛争は、投資家およびキルギス共和国の国家機関の間で事前に合意された、任意の適用可能な手続きに従い解決される。但し、これは、キルギス共和国の法令に基づいた他の法的保護手段を、投資家を使用することを除外するものではない。

2. こうした合意がない場合、キルギス共和国の委任を受けた国家機関と投資家の間での投資紛争は、可能な限り双方の間での協議により解決される。こうした協議を求める書面による最初の申し立てがなされた日より 3 カ月以内に、双方が紛争を友好的に解決できないとき、投資家とキルギス共和国の国家機関の間での任意の投資紛争は、キルギス共和国の司法機関で解決される。但し、この外国人投資家と国家機関の間での紛争について、双方の何れもが、次に申し立てることで紛争を審査することを求めない場合に限る。

イ) 国家と他の国家の国民との間の投資紛争の解決に関する条約、または、センター事務局による審理を実施するための追加手段の使用を規制する規則に基づいた、国際投資紛争解決センター (ICSID)。

ロ) 国連国際商取引法委員会 (UNCITRAL) 仲裁規則に基づき設立された国際臨時仲裁法廷 (商事裁判所) または仲裁裁判所。

3. 投資紛争が本条第 2 号の項目「イ」および「ロ」に述べられた仲裁裁判所に移管されるとき、キルギス共和国は、国際仲裁裁判所に紛争が移管されるまでの国内における全ての行政手続または訴訟手続の暫定適用を要求する権利を放棄する。

4. 外国人投資家と国内投資家の間での任意の投資紛争は、紛争を解決するための任意の異なる手続き（国内および国際仲裁裁判所を含む）について双方が合意に達しない場合に限り、キルギス共和国の司法機関で審査される。

5. 外国人投資家とキルギス共和国の自然人ないし法人の間での紛争は、双方の合意に基づき、国外を含む調停裁判所で解決することができる。こうした合意が得られない場合には、紛争はキルギス共和国の法令が定める手続きに従い解決される。

第 19 条 投資に関するキルギス共和国の義務

キルギス共和国は、外国および（または）国内からの投資を誘致する、キルギス共和国の居住者および非居住者の義務（債務）について責任を負わない。但し、キルギス共和国の法令の定めるところにより、この義務（債務）が国家により保証されている場合を除く。

第 20 条 投資家によるキルギス共和国の法令遵守

1. 投資家は、キルギス共和国国内での経済活動を実施するに際して、キルギス共和国の法令を遵守しなければならない。

2. キルギス共和国の法令の規定に違反したとき、投資家は、キルギス共和国の法令に従い、責任を負う。

第 21 条 外国資本が加わった法人の国家登記における特徴

外国資本が加わった法人、その支店および代表部の、国家登記、再登記、清算は、キルギス共和国民法および法人、支店（代表部）の国家登記についての法令に従い、おこなわれる。

外国人投資家は、次の書類を追加提出する。

- ・ 設立者である外国法人は、設立者が自国の法令に基づいた継続法人であることを証明する、公認された台帳抜粋に、公証を受けた国語または公用語への翻訳文を添付する。CIS 諸国の法人に対しては、上記書類の公認は求められない。
- ・ 設立者である外国人（自然人）は、パスポート、または、自然人の個人を証明するその他の書類（ビザの有効期限が記載された）に、公証を受けた国語または公用語への翻訳文を添付する。

(改正：キルギス共和国法 2016 年 12 月 16 日付第 207 号)

第 21-1 条 投資入札選考

1. 投資入札選考とは、投資プロジェクト実施のための商品、役務、サービスおよびコン

サルティングサービスの納入業務の落札者を決めるプロセスをいう。

2. 投資入札選考の実施方法は、キルギス共和国政府が、キルギス共和国議会の関係委員会と協議の上、これを承認する。

(改正：キルギス共和国法 2018 年 4 月 13 日付第 39 号)

第 22 条 投資への保険

1. 投資家の投資およびリスクへの保険は、自由意思に基づきおこなわれる。キルギス共和国の法令により保険が義務と定められていないとき、キルギス共和国内でも、また国外でも、投資およびリスクに保険を掛けることができる。

2. キルギス共和国は、保険会社の義務（債務）について責任を負わない。

第 23 条 本法が制定される前に実施された外国からの投資に対する本法の適用

本法が発行する前にキルギス共和国に登記された外国人投資家に対しては、1993 年 5 月 7 日付および 1995 年 7 月 28 日付の改正および追加（キルギス共和国議会報、1993 年第 9 号 181 頁、1995 年第 10 号 390 頁）がなされた、キルギス共和国法「キルギス共和国における外国からの投資について」（キルギス共和国最高会議報、1991 年第 13 号 449 頁）第 20 条第 1 項および第 23 条に定められた特典が、その有効期限が満了するまで、適用される。

第 24 条 投資活動の実施に関連した活動の公開

委任を受けた国家機関は、投資活動の規制分野におけるキルギス共和国の全ての規範的文書を、マスコミ媒体を使い公示する。

第 25 条 本法の施行

1. 本法は、公布された時点をもって発効する。

2. キルギス共和国法「キルギス共和国における外国からの投資について」（キルギス共和国議会広報、1997 年第 10 号 475 頁）は失効したものと認める。

3. キルギス共和国政府は、3 カ月以内に、

- ・ 本法に合わせた規範的文書の改正案を作成し、キルギス共和国議会に提出する。
- ・ 自らの決定を、本法に合わせて修正する。

キルギス共和国大統領

A. アカエフ